

大阪市立築港小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「なかよく励まし合う子ども」の育成のために「築港小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、楽しく生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 子どもが「わかる授業」をめざし、全学級で授業研究を行い、指導力の向上に努める。
- ② 地域の教育力を活用し、多様な体験や経験の機会を通して、生きた学力を身につける。

(2) 集団づくり

- ① 互いのよさを認め合い、支え合い、協力し合う学級集団づくりに努める。
- ② たてわり班活動、児童会活動、クラブ活動等を通して、互いに協力し合う異年齢集団づくりに努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの育成を図る。

① 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致協力した指導体制を確立する。

② 教師の指導力の向上

いじめに関する研修会を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、指導力の向上に努める。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。全ての教育活動を通して、人権意識と生命尊重の態度を育成する指導を継続する。

④ 道徳教育の充実

いじめ防止や生命尊重、互いを思いやることの大切さ等をねらいとした道徳の指導を実践する。

⑤ 学級活動での指導

学級活動において、児童の「思いやりの心」の育成を継続して指導する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを受け止めることができる教育相談体制を整備する。そのため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど、学校外の専門家の活用を図る。

(4) 情報の収集

児童の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と積極的に連携する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告しその情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや、いじめから守るための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童への指導とその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) 警察との連携

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」を組織する。

<構成> 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学級担任・養護教諭

・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共

有を行う。

- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導の方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) 調査等

- 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（学期に1回）
- 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

(3) 研修会

- 人権教育研修会
- 生活指導研修会

7. 重大事案への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

② 重大事態の報告

- 学校 → 教育委員会

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめ対策委員会で調査し、事実関係の明確化を行う。

(2) 調査結果の報告及び提供

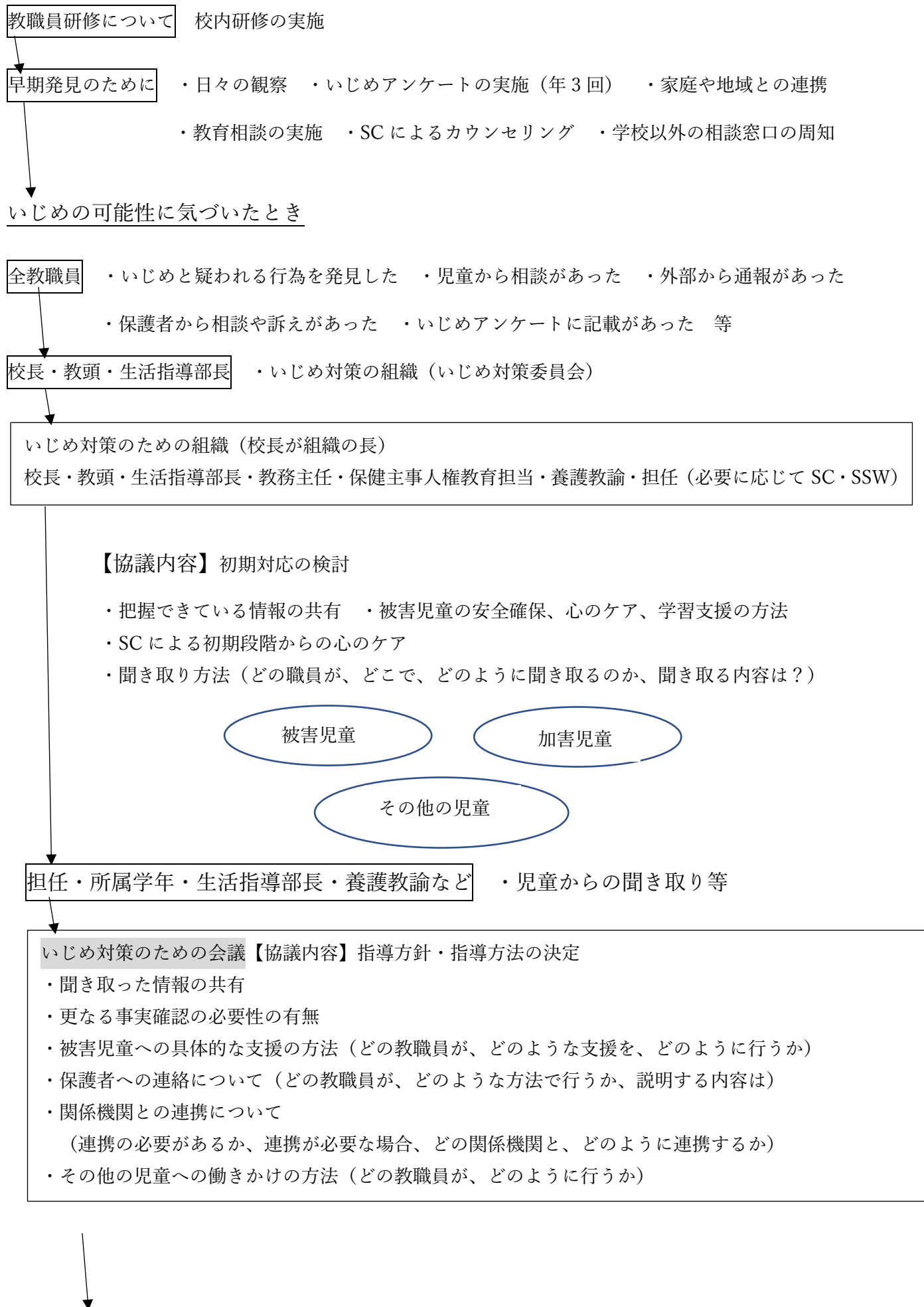
① 調査結果は、速やかに報告を行う。

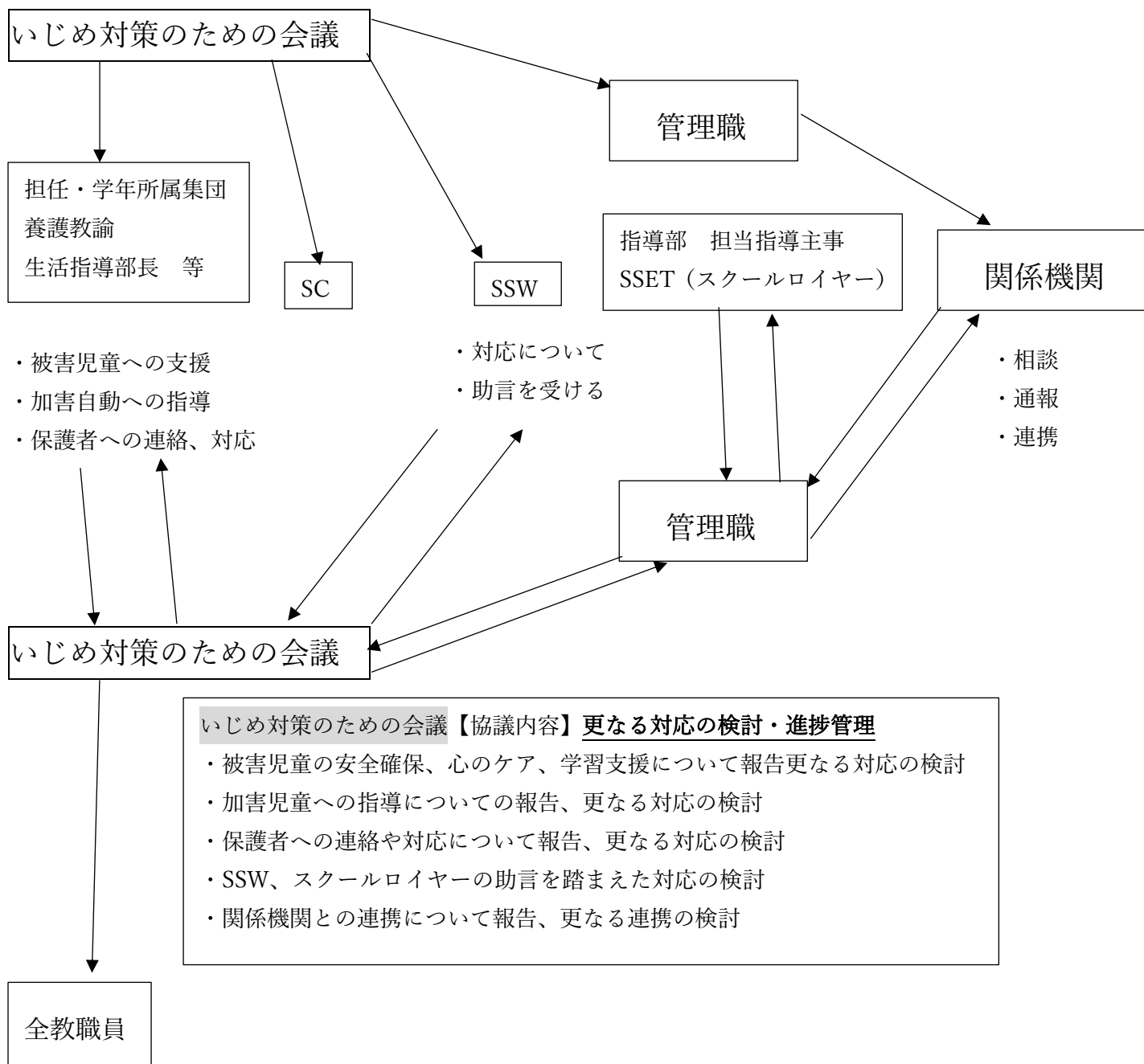
- ・ 学校 → 教育委員会

② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

大阪市立築港小学校 いじめフロー図





日々の見守り

- ① 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が少なくとも 3 か月継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
以上の 2 つの要件が満たされれば、解消となる。